



平成 26 年 4 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社リアルビジョン
代 表 者 名 代表取締役社長 池畑 勝治
(コード番号 6786 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役管理部長 齊藤 順市
(TEL : 0 4 5 - 4 7 3 - 7 3 3 1)

債務弁済承認契約締結に関するお知らせ

当社は、当社を貸主、株式会社 SOL Holdings（以下、「SOL」という。）を借主とした平成 25 年 4 月 8 日付け金銭消費貸借契約（貸付金 310,000 千円、返済期日：平成 26 年 4 月 8 日、金利：年 1.15%、以下、「本貸付契約」という。）に基づく貸付債権 200,000 千円につきまして、本日開催の当社取締役会において、SOL との間で債務弁済承認契約を締結し、約定弁済期日を平成 26 年 4 月 8 日から平成 26 年 5 月 8 日に 1 ヶ月延長する決議をいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 債務弁済期限の延長の経緯およびその理由

当社は、SOL が発表しました平成 26 年 3 月 12 日付け「持分法適用関連会社の異動（譲渡）および資本業務提携の解消に関するお知らせ」により、平成 26 年 3 月 31 日付けで当社と SOL との資本業務提携が解消され、当社株式につきましても株式会社アンビシャスグループ（以下、「アンビシャス」という。）に譲渡されることで、SOL が当社のその他の関係会社からも外れることを想定して、本貸付契約の弁済につき平成 26 年 3 月 12 日 SOL との間で交渉を行いました。

当社は、返済交渉の結果、平成 26 年 3 月 12 日に SOL より平成 26 年 3 月 31 日に期日前弁済が可能であるとの提示を受け、平成 26 年 3 月 12 日付け「株式会社 SOL Holdings との資本業務提携の解消に関するお知らせ」において本貸付契約につき返済予定日を平成 26 年 3 月 31 日とした開示を行いました。

その後、SOL が発表しました平成 26 年 3 月 28 日付け「（開示事項の経過）持分法適用関連会社の異動（譲渡）および資本業務提携の解消に関するお知らせ」にありますとおり、SOL が平成 26 年 3 月 28 日にアンビシャスへ売却しました当社株式（675,455 株／譲渡対価：297,200,200 円）の売買代金につき、第三者を振出人、アンビシャスを裏書人、平成 26 年 4 月 30 日を支払期日とした約束手形による決済となったことをうけ、当社は、平成 26 年 3 月 31 日付け「（開示事項の経過）株式会社 SOL Holdings との資本業務提携の解消に関するお知らせ」にあるとおり、SOL より、当該株式売買代金のうちの一部を本貸付契約の弁済原資に充当する予定に変更が生じたこと、それに伴い平成 26 年 3 月 31 日の期日前弁済のための本貸付契約の弁済期について変更の要請を受けました。

それを受けて、当社は、SOL に対し、本来の弁済期日である平成 26 年 4 月 8 日に弁済が実行されるよう要請し、本貸付契約の弁済につき交渉を再開いたしました。

その後、当社は SOL との間で平成 26 年 4 月 7 日まで本貸付契約の返済に向け交渉を重ねてまいりましたが、SOL より現時点での返済については、約束手形決済による現金化後でないと本貸付契約の弁済ができないこと、手許資金では本貸付契約の弁済の充当ができないこと、当該不足分充当のための資金調整が厳しいこと等の説明を受けました。

そして、当社は、SOL より、本貸付契約に関する約定弁済日である平成 26 年 4 月 8 日について、本貸付契約の条項を継承するかたちで、上記約束手形の決済期日である平成 26 年 4 月 30 日の翌日から手形交換所への取立日数として 3 銀行営業日を加算し、さらにその翌日となる平成 26 年 5 月 8 日に 1 ヶ月延長したい旨の要請を受けました。

そこで当社は、本日臨時取締役会を開催し、当社の現時点での資金状況を踏まえ、SOLからの弁済金を1ヶ月延長したことによる資金状況への影響が少ないと判断し、過去においてSOLからの返済実績があること、弁済期日延長による当社のメリットはないものの、これまでのSOLとの交渉経過を見てもSOL側の説明には理由があり弁済期日延長後の平成26年5月8日の本貸付契約に対する元金返済に確実性があること等を慎重に検討したうえSOLに対する本貸付契約の弁済期日を1ヶ月延長することを目的とした債務弁済承認契約の締結をする旨の決議をいたしました。

当社は債務弁済承認契約締結に係る金利につきまして弁済期日延長期間が1ヶ月と短期間であること、SOL側において返済の延長に合理的な理由があること、約束手形決済資金が本貸付契約の残債務に対して弁済可能な範囲であること等を総合的に判断しSOLに対する貸付債権の元金弁済を最優先させるため、弁済期日のみ変更を目的とし、原契約である本貸付契約の各条項につきましては加筆削除を実施しないかたちで従前の金利である年1.15%を据え置きました。

なお、遅延損害金につきましては、当社独立役員である若尾取締役より、原契約である本貸付契約の条項に遅延損害金の条項がなく、今回のSOLとの債務弁済承認契約が原契約である本貸付契約の各条項を継承し、弁済期日のみの変更であるため、新たに修正を加えることは原契約である本貸付契約の貸出条件を基に決議した当時の取締役会を否定するかたちとなり問題が生じる可能性があるとの指摘を受け、遅延損害金に関する条項は新たに設けないかたちといたしました。

2. 公正性を担保するための手続きについて

SOLに関しましては平成26年3月31日を以て資本業務提携を解消し、当社のその他の関係会社から外れておりますが、当社代表取締役池畑勝治、取締役宮嶋淳の両名および、監査役益田康雄、社外監査役鼓昭雄両名が現在もSOLとの役員を兼務していること、SOLとの間で当社子会社に係る人事・経理等の業務委託契約を、またSOLの連結子会社である株式会社シスウェブとの間で当社受託開発案件に係る労働者派遣基本契約をそれぞれ現在も締結していることを踏まえ公正性を担保するために以下の手続きを取っております。

(公正性を担保するための措置)

当社は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための具体的な措置として、SOLとの債務弁済承認契約締結に際し、公正性を担保するため、当社取締役会は独立役員である若尾取締役(弁護士)に意見を求め、当社とSOLとの間の返済に関する継続的な交渉経緯や当初はSOLが当社株式売却代金につき現金決済を予定していたものの、当社株式売却代金の一部が約束手形決済になったことを起因として弁済期日の延長の要請を行うに至ったこと等を十分に勘案した結果、SOLの返済意思および返済能力については約束手形決済後において本貸付契約については全額弁済されることが十分に推測されることから、現時点で債務弁済承認契約の締結について、手続きおよび資金面に関し特段の問題はない旨の意見をいただいております。

(利益相反を回避するための措置)

当社は、本日開催した当社取締役会において、独立役員である若尾取締役の意見を踏まえ、本取引に関する審議及び決議を行いました。なお、当社代表取締役の池畑勝治氏及び当社取締役の宮嶋淳氏については、利益相反となり得る立場(池畑勝治氏はSOLの取締役を兼務しており、宮嶋淳氏はSOLの代表取締役社長を兼務しております。)にあることに鑑みて、本取引に係る取締役会決議に際しては、会社法第369条の規定に基づく定足数を確実に満たすという観点から、両氏を除く取締役及び全監査役による審議並びに両氏を除く取締役による決議を行っております。

3. 今後の見通し

今回のSOLとの債務弁済承認契約締結による当社の連結業績への影響はございません。

問合せ先)

電話) 045-473-7331 管理部 斉藤、中原 電子メール) info@realvision.co.jp

注) 本文中の各企業名、製品名等は、それぞれの所有者の商標あるいは登録商標です。

以 上